平成２６年（フ）第１８３号
北海道帯広市西13条南40丁目１番10号　ＡＲＭ―ＭＫ101号室
債務者　橋本みゆき
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月22日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第１６５１号
横浜市戸塚区上矢部町1613番地２　レオパレスマルスン104号
債務者　高橋　和正
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４５３号
静岡市駿河区有明町１番４―115号
債務者　塚本　惠子
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月16日午前10時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７９８号
東京都三鷹市下連雀７丁目４番31号ドムス新間Ｐａｒｔ２―201
債務者　森田千枝子
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第８５２号
東京都昭島市朝日町３丁目２番６号
債務者　山崎　哲雄
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月16日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４２４号
栃木県宇都宮市宝木町２丁目1064番地28
債務者　樋本　秀浩
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１５４７号
神奈川県大和市下鶴間2346番地２　ワコーつきみ野ビレッジ505号
債務者　鮫島　弘希
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月21日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５４８号
神奈川県大和市下鶴間2346番地２　ワコーつきみ野ビレッジ505号
債務者　鮫島　友香
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月21日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１６８３号
横浜市戸塚区上倉田町112番地　グリーンヒルズ戸塚335号
債務者　三上吉三郎
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２９５号
北海道旭川市秋月３条１丁目３番９号　リバーサイドハウスＡ101号室
債務者　井上　章浩
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月７日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３１３号
北海道旭川市神居９条１丁目７番34号
債務者　石川　秀美
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月７日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３１８号
北海道旭川市緑が丘東４条１丁目７番７号
債務者　渡部恵梨子
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月７日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３２２号
北海道旭川市近文町23丁目2123番地の31
債務者　二輪多香子（旧姓小関）
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月７日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３４２号
愛知県西尾市寺津１丁目７番地７　ＤＵＰＬＥＸ　M101号室
債務者　武井千あき
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月10日午後２時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第３８号
熊本県球磨郡錦町大字西205番地
債務者　永尾　美香
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月９日午前10時15分
熊本地方裁判所人吉支部